

令和7年度 第2回三重地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和7年7月28日(月) 13時30分～14時35分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表	恒岡 純子	西川 昇吾	前田 茂樹	松下奈美子	向山 富雄
労働者代表	石田 司郎	片山 智成	佐橋 洋一	廣瀬 純子	前田 良彦
使用者代表	大西 宏弥	栗須百合香	中村 和仁	松井 寿人	山本 正仁

4 議題

- (1) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- (2) 最低賃金法第25条第5項の規定に基づく関係労使からの意見聴取について
- (3) 令和7年度における特定(産業別)最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (4) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (5) その他

5 開 会

(指導官)

定刻になりましたので、只今から令和7年度第2回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

では、まず、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてですが、15名の委員全員にご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、公開の場合の事務処理要領に基づく公示を行ないましたところ、傍聴申込があり、4名の傍聴を認めておりますので、よろしくお願いします。

それでは、開会に当たりまして三重労働局長から、御挨拶を申し上げます。

(局長)

皆様、お疲れ様でございます。先週からだいぶ暑い日が続いております。

また、皆様には御多用中にも関わらず、本日、審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

三重県最低賃金の改正につきましては、先日、7月15日の第1回審議会に諮問させていただいたところでございます。

本来であれば、本日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛ての「令和7年度地域別最低賃金改定の目安について」答申の伝達をさせていただく予定でしたが、今

のところ答申がまだ出て無いという状況でございます。

つきましては、中央最低賃金審議会からの答申があり次第、速やかに今後お伝えをするようにさせていただきたいと思います。

そのうえで、本日の審議会は、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づきまして関係労使から意見聴取した結果の御報告、令和 7 年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

6 議事

（指導官）

それでは、これから議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行っていただくことになっておりますので、西川会長、よろしくお願いいたします。

（会 長）

西川でございます。

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

本日も何卒慎重な審議をよろしくお願いいたします。

（1）令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について

（会 長）

まず、議事の 1 番目ですけれども、「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達」を実施することとしておりましたが、只今、局長の御挨拶にもありましたように、中央最低賃金審議会からまだ答申がなされていないとお伺いしましたので、目安答申が出され次第、事務局から電子メール等により本審委員の皆様にお伝えしたく存じます。

また、目安の伝達は、専門部会の中でしていただくことといたします。

それでは、資料説明を事務局の方からお願いします。

（室 長）

お手元の資料について、説明させていただきます。

資料 1 を御覧ください。中央最低賃金審議会目安に関する小委員会第 1 回の資料でございます。時間の都合上、かいつまんで説明いたします。資料 1 の主要統計資料のうちⅡ都道府県統計資料編の各表について、三重県の欄を赤枠で囲んでいます。1 ページの 1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）で三重県の状況を説明いたします。2021 年度（令和 3 年度）1 人当たり県民所得は 3,111,000 円で 14 位、2024 年（令和 6 年）4 月の月額標準生計費 4 人世帯は 172,910 円で 45 位、新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模 10 人以上、2024 年（令和 6 年））は男性が 194,200 円で 25 位、女性が 194,100 円で 11 位となっています。

8 ページから 10 ページにかけて、消費者物価指数の推移の資料となっております。加えて、23 ページの次に目安小委員会第 2 回資料の更新部分のみ抜粋として、8 ページの 5 消費者物価指数等の推移（1 消費者物価対前年上昇率の推移）の 2025 年 6 月までの期間の表を入れてございます。2025 年 6 月の消費者物価対前年上昇率は、3.1%でございます。

資料 2 も中央最低賃金審議会目安に関する小委員会第 1 回の資料でございます。様々な資料が入ってございますが、スライドページ 17 から 25 までは消費者物価の動向となっており、昨年度の審議で注目された「消費者物価指数」の頻繁に購入する品目の対前年上昇率の推移は、スライドページ 25 にございます。こちらは、2024 年 10 月から 2025 年 5 月までの期間のものとなっております。資料 2 も、スライドページ 84 の次に目安小委員会第 2 回資料の更新部分のみ抜粋を入れてございます。スライドページ 25 には、2024 年 10 月から 2025 年 6 月までの期間のものを入れてございまして、2024 年 10 月から 2025 年 6 月の平均が 4.2%となっています。

戻りまして、スライドページ 31 から 43 までは 2024 年度全国加重平均 51 円引上げ後の状況として、ランク別に様々な角度から示しております。スライドページ 38 はランク別の倒産件数、39 から 43 までは都道府県別の完全失業率や雇用保険事業統計を基に集計した数値となっており、前年同月と比較し数値が高いと赤、数値が低いと青色でお示ししております。

資料 4 は、賃金支払状況を表す資料として、常用労働者数が 30 人未満の企業に属し、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象として、今年の 6 月分（見込み額）について調査した「令和 7 年賃金改定状況調査結果」です。

三重県が該当する B ランクのところを御覧ください。

賃金改定状況調査結果につきましては、第 1 表の方では「賃金改定実施状況別事業所割合」ということで、B ランクの産業計を見ますと「7 月以降も賃金改定を実施しない事業所」が、昨年度は 41.6%でしたが、今年度は 28.4%に減少しております。

「1～6 月に賃金引上げを実施した事業所」は 48.8%。「1～6 月に賃金引下げを実施した事業所」は 0.9%。「7 月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」は 21.9%でした。

次に、第 2 表が「事業所の平均賃金改定率」ということで、賃金引上げ実施事業所の産業計で B ランクを見ますと 5.2%となっています。昨年度は 4.5%でした。

次のページの第 3 表が「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」でございます。

次のページの第 4 表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」についてでございます。

第 4 表①男女計と第 4 表②一般パート計の B ランク「産業計」において、令和 6 年がいずれも 2.4%でしたが、今年はいずれも 2.9%と増加しております。

第 4 表①の男女別において B ランク「産業計」の今年の賃金上昇率は、男が 1.8%、女が 3.8%となっております。

第 4 表②の一般労働者とパート労働者の別において B ランク「産業計」の今年の賃

金上昇率は、一般労働者が 2.5%、パート労働者が 3.5%となっております。

また、令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした第 4 表③の B ランク「産業計」において、男・女・一般の項目は賃金上昇率が前年から増加していますが、パートの項目は前年より 0.1 ポイント減少しています。

次に、資料 5 御覧ください。

これは、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会第 2 回の資料である生活保護と最低賃金に関する資料です。

三重県のところを赤枠で囲んでいますので、御確認ください。

2 ページのものが、2024 年度（令和 6 年度）最低賃金改定額反映版で、上の◇（ひしがた）の折れ線グラフが最低賃金を、下の△の折れ線グラフが生活保護を表しており、最低賃金が生活保護の金額を上回っているということでございます。

3 ページの赤枠で囲んだ三重県の行の「最新の乖離額^{かいり}」を見ていただきますと、338 円ということで、これは最低賃金の方が生活保護水準より時間額 338 円上回っているということでございます。

次に、資料 6 を御覧ください。

これは、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会第 2 回の資料である地域別最低賃金額、未満率及び影響率に関する資料です。

同じく、B ランク若しくは三重県のところを赤枠で囲んでいます。2015 年度から昨年度までの数字となっております。2024 年度（令和 6 年度）の B ランクの平均は、未満率 1.7%、影響率 23.5%です。

おめくりいただき 2 ページですが、下の方の注意書きにありますように「令和 6 年最低賃金に関する基礎調査」の事業場規模 30 人未満（製造業等は 100 人未満）を対象としたもので、令和 6 年の三重の場合、未満率 1.1%、影響率 22.0%でした。

令和 5 年は、未満率 1.7%、影響率 18.3%でした。

3 ページは毎年 7 月に厚生労働省が実施しております賃金構造基本統計調査によるもので、規模 5 人以上の民営事業所を対象としたものでございます。こちらの調査では令和 6 年の三重の場合、未満率は 2.0%、影響率が 8.6%となっております。

なお、同調査の令和 5 年の三重は、未満率 2.2%、影響率 7.5%でした。

続きまして、資料 7 を御覧ください。

これは、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会第 2 回の資料である賃金分布に関する資料を加工してございます。令和 5 年及び令和 6 年の賃金構造基本統計調査の結果に基づき、三重県の箇所を抜粋して、労働者の雇用形態別に 2 年分のグラフを並べてお示ししております。

資料 8 には、三重県最低賃金の推移を付けさせていただきました。昭和 47 年からの分でございます。

皆様の丁寧かつ真摯な御審議のもと、令和 6 年は引上げ額 50 円、引上げ率 5.14%、1,023 円の答申をいただき改正決定いたしました。

資料 9 は、三重県内の倒産件数及び負債総額の推移でございます。

県内企業倒産件数は、年半期のグラフを御覧いただきますと、令和5年以降高止まり傾向にあります。

次の資料10には、連合三重様からいただきました「2025 春季生活闘争賃金改定・回答（最終集計）等」を付けさせていただきました。

以上で資料等の説明ということにさせていただきます。

これからの御審議の参考としていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（会 長）

はい、ありがとうございました。只今の説明について、御質問等はございませんか。

令和7年度の三重県最低賃金については、詳しくは専門部会で議論して頂くわけですが、この場で、労使の意見御発言がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

（前田良彦委員）

よろしいでしょうか。

（会 長）

どうぞ。

（前田良彦委員）

今御説明をいただきました資料1の主要統計資料の1、各種関連指標ランク別・都道府県別のですね、先程事務局から御説明をいただきましたが、都道府県別の資料ですね、標準生計費のところなんです、こちら2024年4月、三重県172,910円になっておりますが、昨年お示しをいただいたのが270,730円です。この一年で10万円近く落ちておりますが、これについて事務局から御説明をいただけませんか。

（室 長）

また確認して御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（会 長）

他にはございませんでしょうか。

令和7年度の最低賃金につきましては、専門部会で議論をしていくわけですが、この場で労使の御意見、御発言ございましたらお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

労働者側委員の方から御意見をお願いいたします。

（廣瀬委員）

皆様お疲れ様です。

只今、様々な資料を労働局の方から説明をしていただきました。

2024年度の改定で地域別最低賃金が全国で加重平均1,055円となりまして、三重県におきましても、目安通り50円プラスの1,023円で改定をされました。

しかし、この1,023円、まだまだセーフティーネットとしては不十分でありまして、こちらの1,023円、年間2,000時間働いても年収に致しますと204万円余りで

して、今進んでいる物価上昇の中で、セーフティーネットとしてはまだまだ不十分であるのではないかと考えております。

また、実際、厚生労働省が5日に発表いたしました4月の毎月勤労統計で、実質賃金上昇率、こちら前年度比マイナス1.8%という状況でして、実質賃金の前年同月比でも、下落は4ヶ月連続となっております。この状況を見ていただいても、賃金の上昇が物価の上昇に追いついていない。家計が圧迫をされている状況となっているということが見ていただけると思います。

また、地域間の格差ですね、こちらの方も大きな課題となっております、三重県は愛知県との格差がある関係でですね、労働力の流出等、こちらの方も地方経済の回復や中小企業の方々の事業継承発展の厳しさに拍車をかけている一因ではないかと考えられております。

今回資料といたしまして、連合三重といたしましては、資料12ですね、2025年度の春闘の集計結果を提出させていただきました。こちらを見ていただきますと、33年ぶりに高水準となった昨年を上回る5.42%という非常に大きな賃上げの実現をさせていただきました。しかし、これは、労働組合のある企業での話であります。この労働組合で上げた成果を労働組合の無い職場で働く労働者の方々に対しても波及させていくためにも、賃金の引上げが非常に重要になってくると考えております。そういったことを踏まえまして、今年度もデータに基づいた真摯な議論を公労使で行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

それでは使用者側委員の方御意見ありましたらお願いいたします。

(中村委員)

それでは使用者側を代表いたしまして私の方から今年度の地賃に対する使用者側のスタンスをお話させていただきたいと思っております。

前回の本審の方で示されておりました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版でも、最初から「賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現」が示されておまして、最低賃金の引上げについては、2020年代に全国平均1,500円という非常に高い目標を掲げられております。それらを踏まえて使用者側といたしましても、成長と分配の好循環の実現に向けて、賃上げは極めて重要と認識はしておりますが、地域の中小零細企業の実状を十分に踏まえてですね、支払い原資の継続的な確保に向けて企業の生産性向上であるとか、労務費を含む価格転嫁の推進が必要不可欠であります。

実際、なかなか色々な調査を見ておりましたが、やはりある程度規模の大きいところはかなり転嫁が進んできているところではあります。やはり、地域の中小零細企業においては、なかなか特に原材料だけでも、まだそこもいっていないのに、労務費までというのは非常に大きい中で、その辺も十分踏まえていかなければならないかなというふうに思っております。

先程、労側からお話いただきましたけれども、この春季労使交渉においても、確かに数字的には昨年続き大幅な賃上げが行われたと数字的にも出ているところでございます。これは、大幅な物価高騰による要因と、人手不足に伴う要因等が主なものであります。特に中小零細企業においては、いわゆる価格転嫁は先程申しましたように以前よりは進んでいるものの、労務費までは転嫁できていない状況が多く、いわゆる防衛的な賃上げになっています。あまりにも大きな引上げが伴うと中小零細企業の収益を悪化させ休業や廃業に追い込むおそれがあることから、実情を十分に踏まえた審議が我々としては必要であるのかなというふうに考えております。

また、この最低賃金の審議で重要であります、毎年言っていると思うんですが、当然三重県でやっておりますので、三重県の地域の中小零細企業の現状を十分に踏まえていかなければいけません。

先週には、懸念されておりましたアメリカの関税問題がようやく決着を迎えたところでございまして、当初予定をされておりました 25%が 15%に引き下げということは、結果的には色々まだ隠れている部分があり、一概にまだわからないところがあるのですが、とは言いながら 15%とは言いつつも今までよりも関税が高い訳でございしますので、いろんなシンクタンクも言われておりますが、GDP を押し下げる要因にあることは変わらないということと、特に三重県の場合、特に北勢地域は輸出産業、自動車産業含めて多いところでございしますので、実際にもう既にその下請け企業様においては、現状受注減という話も出ております。やはり厳しい状況であるのは間違いないと思います。そのような中、物価上昇は続いております。賃上げの社会的な期待感が高まる中というのは分からなくもないのですが、ただ、あまりにも引上げの方向に加熱してしまって、冷静な審議が損なわれるというのは強く懸念をしていかなければと思っております。

いずれにしても、まだ目安が出ていないので難しいですが、いずれにしても限られた時間で審議をしていかなければなりませんので、毎年お話をさせていただきます法定の三要素、生計費、賃金、事業主の支払能力を踏まえて、先程労働局さんから説明いただいた資料等も十分検討をしながら慎重に結果を導いていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、労使それぞれの御意見をお伺いいたしました。

我々公益側といたしましては、改めて皆様方の御意見を聞きつつ最終決着地点を見出せるように努力をして参りますので、引き続き、御理解御協力をよろしくお願いいたします。

(2) 最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づく関係労使からの意見聴取について

(会 長)

では、次の議事に移ります。議事の 2 番目について、事務局から説明をお願いしま

す。

(室 長)

はい、最低賃金法第 25 条 5 項では「最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。」と規定されているところでございます。

第 1 回審議会開催直後に意見聴取の公示を行ったところ、期日までに 2 者から意見書の提出が認められました。

お手元の資料 11 を御覧ください。

一般社団法人三重県タクシー協会長様からでございます。代読させていただきます。

— 室長、「全文読み上げ」 —

というものでございます。

次に、三重県労働組合総連合議長様からでございます。代読させていただきます。

— 室長、「全文読み上げ」 —

というものでございます。

よろしくお願いいたします。

(会 長)

只今、御説明のありました資料について、2 件の意見書を提出いただきました。今、読み上げられたとおりでございます。労使各方面から御意見があったところです。審議会としても真摯にお受けしなければなりません。何か御意見は、ございますでしょうか。

それでは、今回の意見を、貴重な意見として受け賜わり、今後の賃金改定の審議に活かすということにしていりますが、いかがでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

(3) 令和 7 年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について

(会 長)

現時点で特段、御質問もございませんので、それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事の 3 番目、令和 7 年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明についてについて、事務局御説明をお願いします。

(室 長)

資料 12 を御覧ください。

本年度金額改正審議にかかる意向表明ですが、2025 年 3 月 4 日付け日本労働組合総連合会三重県連合会長から、6 業種に係る「2025 年度「特定（産業別）最低賃金の金額改正」に関する意向表明について」を令和 7 年 3 月 4 日に受け付けています。

(4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

(会 長)

それでは、伺った通りですので、次の議事に移らせていただきます。

議事の 4 番目、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問をお受けしたいと思います。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

その後、(写) を各委員に配付する。

(会 長)

それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

— 室長、諮問文を朗読 —

(会 長)

次に、只今の諮問の背景等について、更に事務局から説明をお願いします。

(室 長)

それでは、三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無に関しまして、御説明させていただきます。

資料 13 を御覧ください。

先程の諮問の中に「別添のとおり」とございましたが、その別添が資料 13 として、お配りしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1 ページ目令和 7 年度申出書提出一覧を御覧ください。

これは、令和 7 年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等の申出に係る状況を取りまとめたものです。

今年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等につきましては、電線・ケーブル製造業ほか 3 業種について、7 月 4 日の申出締切日までに、「申出書」が提出され、所要の内容審査を行った上で申出書を受理いたしましたところでございます。

申出の要件は、「最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の産業別最低賃金に係る申出については、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上のものに適用されていること。」（新産業別最低賃金の運用方針 1（2））となっております。

ります。

「申出による労働協約等の適用労働者数」は、各申出代表者から提出があった申出書に記載してある基幹的労働者数を入れております。

「比率」は、「申出による労働協約等の適用労働者数」を「センサス等の基幹的労働者数」で除した比率となっております。

例えば、表の上から4番目、電線・ケーブル製造業を見ていただきますと、「センサス等の基幹的労働者数」が1,428人、「申出による労働協約の適用労働者数」が1,109人ということで、「比率」の欄を御覧いただきますと、77.7%となっており、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしております。

他の業種を同様の見方で見ていきますと、自動車・船舶製造等の輸送用機械器具製造業が43.7%、一般機械器具製造業が37.6%、電気機械器具製造業が49.4%、となっております。改定の申出のありました各産業（4業種）は、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、3月に意向表明のありました6業種の内、「ガラス・同製品製造業」及び「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」につきましては、7月4日までに申出書が提出されております。以上でございます。

（会長）

改定の申出のありました4業種につきましては、「おおむね3分の1以上」要件を満たすものとして、取り扱います。

三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問をお受けしましたので、現段階での労使の御主張を発言お願いしたいと存じます。

まず、申出されました労働者側から発言してください。順番は、資料13の令和7年度申出書提出一覧の上から順にお願いします。

（片山委員）

自動車総連の片山と申します。よろしくお願いいたします。

輸送用機械器具製造業に関して申出をさせていただきましたので、考えについてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、三重県におきましては、製造品出荷額等を見ますと製造業が半数以上を占めておりまして、全国的に見ましても高い数字でございます。自動車船舶ということだけでなく、その部品などを含めると裾野は広く、三重県に住む我々の生活に欠かせない産業でありまして、地域社会の経済を大きく支える主要産業であるというふうに認識をしております。

そういった中、取り巻く情勢になりますけれども、自動車で言いますと北米の相互関税や自動車関税、中国のレアアースの輸出に関する新規制、こういったことに対し、海外現地への移管であったり、代替品の生産であったりへの対応、そういったことをしながら影響の最小化を図っております。国内におきましても影響はあるものの販売計画の入れ替えであったり、それに伴う増産対応であったり、12月以降も土曜日、休日の出勤対応ということも予定をしております。また、船舶につきまして

も、海運業、運送業、共にですね当面の間の仕事量としては、確保ができているという状況でございます。

ただ一方で、現場、職場におきましては、依然として人手不足が深刻であります。特に輸送のドライバーであったり、整備士、この特定職種、高度なデジタルスキル、そういった専門性を有する人材確保が非常に困難を極めておりまして、常態化しているというところです。

我が国の基幹産業の魅力を高める次世代を担う人材確保、そして定着に向けて、処遇改善であったり、環境改善、技術の継承に向けた取り組みが今も強く求められていると認識しております。産業を発展させていくためには、未組織で働く多くの仲間が必要となってきますので、特定最賃を改定していくという必要性が非常に高いものだというふうに思っておりますし、人材獲得競争の向上、産業の健全な発展に寄与するものと考え今回申出をさせていただいておりますので、御審議の程をよろしくお願いいたします。

(佐橋委員)

続きまして三重県一般機械器具製造業の申し入れ状況につきまして、私佐橋から御説明をさせていただきます。

まず、今回の申請状況でございます。今回の協定対象者というのは資料 13 にもあるとおり、全労働者数の 37.6%ということになっております。こちらは 2023 年が 34.9%、2024 年が 34.5%であるところから見ましても、より多くの労働者及び企業が特定最低賃金の必要性を認識しているという結果でございます。また、この企業内最低賃金協定が、今回の労働者数の人数になってくるわけですが、こちらはあくまで正規労働者の組合員というところがほとんどでございます。管理職等も交えて全て労働者として、従業員ベースとしてみますとこちらの方の試算では 46%近くまで上がってくる状況で、約半数の企業が、今回、特定最低賃金の必要性を認識していると考えていただければと思います。

また、更には色々な経営者側にも会って直接色々なお話をさせていただきましたが、企業内最低賃金協定は、三重県で設定されている特定最低賃金とするというところが数多くございました。また、大企業の中でも一部のグループ会社では労働組合が無い場合、企業内最低賃金協定を結ぶという文化がないというところもあるのですが、グループ会社に準じて賃金設定をしているという企業もありますので、5割を超えたところで、今、企業の中では特定最低賃金の重要性を理解していただいているというふうに考えております。

今回、当該産業の状況といたしましては、本年の賃上げ、要求額が 19,623 円に対して回答額は 17,886 円となっております。ベースアップで見た時も 12,000 円以上当該産業はベースアップができるというところがございますが、この主要因は、人員の確保、物価高騰の対応というところがメインとなっているというところがございます。

私共の調査では、2025 年 3 月に景況調査を行っておりまして、当該産業の状況を

確認すると、売上高の増減、更に売り上げの見通しは、横這いから若干増加の傾向にあるということです。生産状況については、一般機械はかなり広いので、業界業種によって大きく異なりますが、経常利益の見通しも微増というところでございます。ただ、労働力不足感はかなり高く、正社員、パートタイム、派遣労働者、全てで減少をしているというふうに答える企業が非常に多い状況です。また、職種としては、技能職が減少をしているというところでございます。企業内最低賃金協定のベースになるのが、高卒の技能職に適用される場合が非常に多いので、特定最低賃金の設定を含めて、産業の発展には賃金改善が必要というのが現状です。

今回、先程も申し上げましたが、経営者側から様々な御意見を頂戴いたしました。ただ、特定（産業別）最低賃金は、確かに過去 20 年近くに亘って設定ができていなかったというのは事実ですが、やはり、「必要と思ったからこそ今改めて協力をしている。」と企業側から数多くの意見がでております。また、全国展開をしている企業の経営者からは、「過去設定できていないから今後不要ではなく、他の県では、きちんと設定ができています。そこに準じた形で設定をして欲しい。」という声もいただきました。その他、生の声として「7 人採りたくても 3 人しか来ない。なので、特定（産業別）最低賃金のような業界としてこういう賃金で雇っているんですというようなものがしっかりと打ち出せると非常に有難い。」という声も聞こえております。確かに過去の色々な経緯があるのは事実でございますが、コロナ禍、人手不足を経て、やはり必要と思って 3 年連続で申請をさせていただいているところもございますので、是非御理解をいただいた上で、真摯な御議論ができればと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

（前田良彦委員）

続きまして、電機における特定最低賃金の申出の書類についての説明を申し上げたいと思います。

本来であれば電機連合、当該産業に所属する労働者代表委員がいればよかったのですが、残念ながらありません。そこで、報告や状況はいただいておりますので、私、前田の方から、これを読み上げて御報告をしたいと思います。

まず日本における電機産業の現状でございますけれども、電機産業は我が国における主要産業であるということでもあります。雇用者数のみならず生産額、出荷額において、他の産業と比較をしても極めてウエイトが高く、各地域経済における重要な役割を担っているというのが、電機産業になろうかと思います。政府の統計を見ますと、電機産業の従業員数は、全国平均で製造業の約 15% を占めております。そのうち 18 県では製造業の従業員数の 2 割以上を占めているという状況です。

また、生産額を見ますと製造業に占める電気機械の割合が 2 割以上の地域が 17 地域あり、47 都道府県の 3 割強を占めています。これは政府の調査結果です。

そして、電機産業は、高品質な物づくり技術や情報産業技術などの強みを生かし、社会のデジタル化、脱炭素化実現への貢献や、少子高齢化が加速し、人材不足が深刻化する中、DX や AI 等新しい技術を活用したサービスの効率的な提供が求められ

ています。そういった中で、産業の発展というものが期待されております。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保定着を図る観点からも、法定電機最低賃金を産業に相応しい水準に引き上げていくことが重要であります。労働時間当たりの付加価値、国内総生産を見ますと、全産業と比べると約 40%、製造業と比べて約 20%も上回っている状況でございます。これが日本の国内における電機産業であると十分御理解いただけるかなと思います。

そして、三重県における電機産業状況を申し上げますと、製造品の出荷額ですが、三重県は全国で 3 位でございます。一人当たり製造品出荷額につきましては、全国 1 位でございます。一人当たり付加価値額としましては全国 3 位ということでございます。日本における電機産業が主要産業であり、なおかつ、この三重県が電機産業における主要な役割を担っているということが、ここからも読み取れるかなと思います。

現在三重県の電機産業の特定最賃は 1,031 円でございますが、これは全国で 22 位でございます。昨年度が 19 位ということで、今申し上げた三重県の立ち位置、特定（産業別）最低賃金が少しアンバランスな状況になっています。やはり我々電機産業に勤める者としては、労働実績、賃金、特定最低賃金のバランスを取っていくといったところで、今回改定の申出をさせていただいたところですので、真摯な御審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

（石田委員）

それでは電線・ケーブル産業の申出に対して発言させていただきます。

電線・ケーブル産業の主な業績といたしましては、2024 年度ベースで言いますと、増収増益となっていて、生成 A I の普及に伴うデータセンター事業者の設備投資が増加したことや電力部門の伸びみられます。自動車部門の生産性の改善、エネルギーインフラ部門の伸びなどが要因としてあげられます。銅電線の需要見通しとしては、2024 年度では前年度比 0.9% 上昇と、前年を超える予想がされていて、通信、電力、その他の内需、輸出部門で、前年度を上回る見通しとなっています。国内の光ケーブル需要見通しは、2024 年度ベースですが、前年度を上回る予想がされています。

三重県内の電線・ケーブル産業も A I の普及や I O T 等の普及拡大を背景に、データセンター向け需要が堅調に推移した情報通信が増益に貢献している状態になっております。その他生産性改善や、自動車部品、国内超電圧地中線、電エネ関連・機械線堅調な需要を受けたエネルギーインフラ、生成 A I、HDD 関連製品の売り上げが増益に繋がっている状況です。

三重県における労働協約の適用労働者数としては、3 組織ではありますが、77.7% と高い数値がみられています。

特定最賃は産業の魅力を高めて人材確保の観点や、格差の拡大と二極化が進む中、産業内における未組織労働者、非正規労働者を含めた勤労者全体の賃金向上を図る上で賃金の下支え機能として役割が重要性を増していると考えています。地域別最低賃金を見据えるのではなくて、特定（産業別）最低賃金が産業の賃金優位性を持つ

ことが人材確保の向上に繋がり、産業を発展させると考えていますので、今後も真摯なる御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

(会 長)

ありがとうございます。それでは、使用者側いかがでしょうか。

(中村委員)

先程、労働者側の方から4業種についての特定最賃の意向表明と説明をしていただきました。それを踏まえて、我々使用者側といたしまして、わからないですけれども今週には決まるかと思いますが、目安額を含めて、使用者側の委員の皆さんと協議をしていきたいと考えております。

そもそもなんですけれども、特定(産業別)最低賃金は、地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合に、関係労使の申出を受けて公労使三者の全会一致の議決を経て設定をするというようなことになっております。

とは言いながら、しかし近年は地域別最低賃金の大幅な引上げによって、その差額は急激に縮まっておりまして2021年度からだと思うのですが、逆転をしており、個々の特定(産業別)最低賃金額を見ても、地域別最低賃金を下回るケースが非常に多くなっております。複数年度に亘って地域別最低賃金を下回っている場合ですとか、地域別最低賃金との乖離額が大きい特定(産業別)最低賃金については当該の地域別最低賃金が適用され続けており、実質的な機能をもはや果たしていない状況ではないでしょうか。このような状況を総合的に勘案して、慎重に検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

(5) その他

(会 長)

今後の審議の方法について、皆様御意見がございませうでしょうか。

私といたしましては、それぞれの御意見や、過去からの経緯に鑑み小委員会を設置することとしたいと考えておりますが、設置することとしてよろしいでしょうか。

— 「異議なし」の声 —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

「異議なし」という御意見をいただきましたので、小委員会を設置して、改正決定の必要性について、別途、審議していくことといたしたく存じます。

つきましては、小委員会の委員について、三重地方最低賃金審議会運

営規程第3条に基づきまして、9名の委員を私会長が指名させていただきます。

労働者側委員 佐橋委員、廣瀬委員、前田委員
使用者側委員 栗須委員、中村委員、松井委員
公益委員側 恒岡委員、前田委員、私、西川

が、務めさせていただきたいと存じます。

皆様よろしくお願いいたします。

後日、当該委員の皆様につきましては、事務局から指名書の交付をお渡ししたいと考えております。

昨年度から、特定最低賃金改定必要性審議を十分に行うため、三重県最低賃金改正答申の翌日以降に小委員会を開催することとなりました。

今年度は、小委員会を一旦8月6日(水)午後1時30分から開催予定としますが、しかしながら、冒頭に局長からお話がありましたとおり、三重県最低賃金改正答申が例年の予定より遅れる可能性もございます。その場合は、事務局を通じ開催日時をお伝えしますので、日程確保の程なにとぞよろしくお願いいたします。

(室 長)

小委員会につきましては指名のあった委員の皆様には、御都合をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

(会 長)

今、室長からも御発言ありましたが、日程確保よろしくお願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

(室 長)

事務局から申し上げます。

これから三重県最低賃金額の改定に当たりまして、御審議をいただく予定ですが、審議の進捗状況にもよりますけれども、次回の最低賃金審議会は、一旦8月5日(火)でお願いしたいと考えております。

しかし、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達日が現時点で未定でございますので、専門部会の開催日程も流動的でございます。

場合によっては、次回の最低賃金審議会が、例年より遅い日程となる可能性がございますので、日程決定次第公示し、委員の皆様にはお電話又は電子メールで御連絡を差し上げます。

(会 長)

今、室長からも申し上げたとおり、次回の審議会の日程についての提案がありました。

この日は、三重県最低賃金改定の答申を行うことになると思います。

第3回審議会を一旦8月5日(火)午前10時30分から開催といたし

ますが、事務局からの案内にもありましたとおり、答申できる日が現時点で未定とのことでございます。

事務局の方で、日時・場所等の再確認と委員皆様への御連絡をお願いいたします。

(室 長)

重ねて申し上げますが、次回第3回本審は、一旦8月5日(火)の午前10時30分から、場所は当会場ということですが、正確な日程が決まり次第、公示し、委員の皆様にはお電話又は電子メールで御連絡差し上げます。よろしくお願いいたします。

(会 長)

以上の通りですね。

本日、第3回の答申を行う審議会と小委員会の予定日程が一旦決定いたしました。

委員の皆様、特に、専門部会を担当していただく皆様にも、今年度イレギュラーな審議日程が予想されますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、日程調整の程、よろしくお願いいたします。

今年の夏も、昨年に匹敵するような猛暑が予想されておりまして、健康に御留意いただくこと、それがこの審議会を円滑に進めていくことに繋がると思います。皆様、重ねてよろしくお願いいたします。

以上、本日予定をされておりました議事は終了でございます。

答申に向けて皆様と共に、慎重な審議を考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして第2回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

皆様お疲れさまでした。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上